木更津市新火葬場整備運営事業

入札説明書等に関する質問に対する回答(第2回)

- ・ 木更津市新火葬場整備運営事業 入札説明書等について、平成30年12 月3日までにお寄せいただいた質問に対する回答を公表します。
- ・ お寄せいただいた質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤 字・脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正してい ます。

平成 30 年 12 月 26 日 木更津市

木更津市新火葬場整備運営事業 ■入札説明書に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----|-----|-----|-----|--|--------|--|-----------------------------|
| 1 | 24 | 別紙2 | 4 | (2) | | | 資金調達に係る基準金利について、金融機関に服会のところ、基準金利ゼロフロア設定が前提であることから、本件における割賦金利設定に係る基準金利も同様に、0%を下限と考えて宜しいでしょうか。 | |
| 2 | 27 | 別紙2 | 4 | (6) | | 消費税の改定 | 設計・建設期間中に消費税率が改定した場合、サービス対価A及びBの消費税の税率は 改定後の税率になる理解で宜しいでしょうか。 | 適用される法令(経過措置を含む。)に従って対応します。 |

木更津市新火葬場整備運営事業 ■要求水準書に関する質問に対する回答

| ■男 | 求水準 | 書に関す | る質問 | に対する | 回答 | | | |
|-----|-----|------|-----|------|----|-----------------|---|---|
| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問 | 回答 |
| 1 | 8 | 第2 | 2 | (1) | | 基本施設 | 前回の質問回答 (No. 27)で建物用途は「火 葬場」との回答でしたが、当方で建築指導 課に確認したところ「集会場」になるとの 見解でした。 建築基準法上の建築物の用途はどちらにな るのでしょうか? 用途によって法的に実施すべきことが異な ることもあるため、公平な入札のためにも ご回答をお願いいたします。 | 建物全体としては、火葬場の用途となりま す。 |
| 2 | 8 | 第2 | 2 | (1) | | 基本施設 | 木更津市建築指導課と事前協議を行ったと ころ、特合室は建築基準法上の集会場の用 途に該当し、特殊建築物の取り扱いになる と指導を受けました。このことから本斎場 は耐火建築物とすることが必須となるもの と考えてよろしいですか。 | 該当します。建築基準法別表第1(1)欄により 耐火建築物となるか判断してください。な |
| 3 | 9 | 第2 | 2 | (3) | | 敷地条件 | 敷地の南側市道境界から火葬場敷地内に幅 10mの残置森林が必要かどうか確認に中部 林業事務所に伺ったところ、本案件におい て施工する工事用道路に関する与条件が不 明ではあるが、現状の判断では火葬場新築 のため開発と工事用道路をつくるため荷的 合計で10人タールを超える開発行為の面積の 合計で10人タールを超える開発行為の面積を を計で10人タールを超える開発行為の面積を が表現を があるが、現状の上でであるとなる場合に 大野場敷地内に幅10mの残置森 林が必要との指導をいただきました。与条 件が不明との前提条件付きの中部状業事務 所の判断ではありますが、南側市道境界か ら火葬場敷地内に幅10mの残置森林がない 計画は要求水準違反となりますか、ご教示 ください。 | 関係法令及びやむを得ない理由により残置森 林を設けられないのであれば、直ちに要求水 準を満たさないとはなりません。 |
| 4 | 9 | 第2 | 2 | (3) | 3) | 隣接道路 | 市道234-2号線のセットバック部分のアスファルト舗装の構成を教えて下さい。なお、アスファルト舗装をしない場合はバリケード等で封鎖するのでしょうか。 | 現在、設計中ですので、完成後に落札者に開 示します。 |
| 5 | 9 | 第2 | 2 | (3) | 3) | 隣接道路 | 旧火葬場駐車場南側の市道234-2号線セットバック部分の土留は現状と同等のコンクリート柵渠と法面構築でよろしいでしょうか。 | 宅地造成等規制法等の関係法令に基づいた法 面を構築してください。 |
| 6 | 10 | 第2 | 2 | (4) | | インフラ整備 | 火葬場周辺道路工事範囲内での中圧ガス管 延伸工事に要する舗装工事は、火葬場周辺 道路工事と重複する為、東京ガス中圧ガス 管延伸工事から除外するとしてよろしいで しょうか。 | らの導管計画とした場合、市道234-2号線の 整備工事と合わせて施工することも考えられ |
| 7 | 11 | 第2 | 3 | (5) | | 雨水排水計画 | 雨水排水計画は計画敷地(平場)の造成範囲の増減に応じて流域区域を設定して、各種基準等に準拠して必要貯留量を満たす計画とすれば、基本計画に示された貯留量、流域面積、貯留槽の構造と必ずしも一致する必要はないものと解釈してよろしいですか。 | ご理解のとおりですが、関係法令は遵守して ください。 |
| 8 | 19 | 第2 | 4 | (4) | 4) | 授乳室、キッズ コーナー | 要求水準書に関する質問に対する回答 No. 108において、「授乳室については、授乳者の利便性に配慮して各階に設置することとします。」とありますが、これは、符合ゾーンを複数階に設置する場合の規定であり、符合ゾーンを同一階とする場合、現立は存合ゾーンを設置する階のみに設置すればよいという理解でよろしいでしょうか。 | 待合ゾーンのある各階に設置してください。 |
| 9 | | 第2 | 10 | (3) | | 建設期間中の業務 | 質問に対する回答N0160(第1回)において、大型ダンン学学の交通量について、容を頂いてはります。上記を踏まえ、貴市の公開している、第3回波岡地区対象住民説明会質疑取りまとめ(平成30年1月8日)を確認いたしますと、交通量について大型ダンごについて1月100台票(注復200台等)とで、から、全の点を考慮したいと思慮いて1月9台程度とでがら、生で1月9台程度とでは10台を投資にでいて1日9台程度とでは124世紀で100台程度とではります。、本種で10台目あたり数十台(往復で100台程度)になります。上記(生コン車)は、乖離が生じますが、事業者側の提案に委ねられると解釈してよろしいですか。 | |
| 10 | 55 | 第2 | 14 | | | 所有権移転業務 | 「本業務において整備した建物等について 必要に応じて登記を行う」とありますが、 その前提となる土地の地目変更登記も本業 務に含まれますか。 その際、既存火葬場と同様に従前の地目 (山林)を分筆し新たな火葬場敷地を宅地 として登記を行いますか。ご教示願いま す。 | 本業務には含まれません。 |
| 11 | 62 | 第3 | | | | 建築物保守管理業務 | 建築基準法第12条に定める建築設備点検・ 防火設備点検・特殊建築物定期調査は必要 と考えてますでしょうか? | 必要となります。 |

木更津市新火葬場整備運営事業 ■要求水準書に関する質問に対する回答

| $\overline{}$ | | 書に関す | | |)凹合 | -T - 1 | SSER | |
|---------------|------|-----------|-----------|-----|-----|--------------------|---|--|
| No. 12 | 頁 71 | 大項目 第4 | 中項目 11 | 小項目 | | 項目名 物品販売業務 | 質問 物品販売業務を独立採算事業として実施す | 回答 前段については、事業契約書第46条を満たす |
| | ,, | 371 | 11 | | | 107111796,71274737 | お面は外に対してかる上外チャルで る場合、直接の販売業的は、構成企業又 は、協力企業から委託される下請け企業の 地立採章事業として実施することは、可能 でしょうか。また、その場合、衛生管理責任者等は、下請け企業からの選任で問題な いでしょうか。 | ものであれば可能とします。 後段については、関係法令を遵守する場合に |
| 13 | 75 | 第6 | 2 | | | 基本要件 | 基本設計内に搬出土砂41,400m3は金田西 地区に搬出とありますがそれ以上の土砂が 発生した場合でも金田西地区に搬出可能で しょうか。 | 金田西特定土地区画整理事業地内へ搬出する 計画とする場合は、千葉県木更津区画整理事 務所に確認してください。 |
| 14 | 75 | 第6 | 2 | | | 基本要件 | 旧火葬場周辺整備は新火葬場建設後となり 土砂搬入時期が大きくずれるのですが金田 西地区に搬入可能でしょうか。 | |
| 15 | 75 | 第6 | 2 | | | 基本要件 | 表土の受入は金田西地区では出来ないとの 回答を木更津区画整備事務所より頂いてお りますが、表土は自由処分で見込むので しょうか。 | 関係法令を遵守し、事業者で適正に対応して ください。 |
| 16 | 75 | 6 | 2 | | | 基本要件 | 残土処分先と想定している「木更津都市計画事業 金田西特定区画整理事業地内」について、受入先での受け入れ可能時間帯の取り決めがありますか。ある場合、受け入れ可能な時間帯を教えていただきたい。 | |
| 17 | 75 | 第6 | 2 | | | 基本要件 | 土砂の受入条件を教えて下さい。 土質試験等が必要な場合の試験項目を教え て下さい。 | 受入先に確認してください。 |
| 18 | 75 | 第6 | 2 | | | 基本要件 | 土砂搬入先での土砂の敷均し及び堆積は搬出側で行なうのでしょうか。 | 受入先に確認してください。 |
| 19 | 75 | 第6 | 2 | | | 基本要件 | 「林地開発許可基準」を踏まえ、残置森林 の林帯幅10.0mを西側(鉄塔側)に確保し た場合、必然的に火葬場配置が東側に高 ます。 現火葬場の運営を行いながら施工が前提に なりますが、造成工事の施工に当たり山留 等の設置が現存使用している出入通路に必 要となり、暫定的な併用開始の造成範囲が 山留設置位置により異なります。 暫定供用開始までの出入通路幅員幅につい て、ご教示願います。(現状W=8.0m) | ください。 |
| 20 | 76 | 第7 | 2 | | | 基本要件 | 「工事用道路整備」については、「資料8. 工事用道路参考図」に示した道路線形をしますが、道路縦断勾配は、発生残土量が減少する様な縦断勾配を検討します。 その際、将来形(W=16.0m)を見据えた 道路断面で造成法面が納まる範囲で道路縦 脈を計画してよろしいですか。ご教示願います。 | 整備幅員(W=14.0m)で検討してください。 |
| 21 | 76 | 第7 | 2 | | | 基本要件 | 質問に対する回答N0219(第1回)において、交通誘導員は常時6か所必要になる旨の回答を頂いております。上記にいいて、原則的な作業時間である8時~17時の間、常時配置となりますと、本敷地からかなり距離のある位置への配置、予備員を配置する対応が必要になると思慮します。第1回の回答に対し、ご再考頂くことは可能でしょうか。 | 大型車両が1日を通して断続的に通行する場合は、交通誘導員を常時設置する必要がありますが、その他は事業者提案とします。 |
| 22 | 76 | 第7 | 2 | | | 基本要件 | 質問に対する回答N0219 (第1回)において、交通誘導員は常時6か所必要になる旨の回答を頂いております。上記について、原則的な作業時間である8時~17時の間、常時配置となりますと、昨今の労務不足を鑑みると、上記人員の確保が可能か、長期に亘る本施設整備においては現時点で判断できません。また、所要の人員を確保できない場合、工事中断を余儀なくもれるのでしょうか。この場合の工程遅延によるリスクについて、別途協議して頂くことは可能でしようか。 | を参照ください。 |
| 23 | 76 | 第7 | 2 | | | 基本要件 | 交通誘導員の配置について、工事用車両が通行する際は、常時6か所必要との回答を頂いております。当該回答における工事用車両については、1日数十台の往来が想定される、大型ダンプによる残土搬出、コンリート工事におけると出ン車が対象であり、それ以外の工事用車両については適用が除外されるものと解釈してよろしいですか。 | |
| 24 | 76 | 第7 | 2 | | | 基本要件 | 交通誘導員の配置について、第7 工事用 道路整備に記載がありますが、工事用道路 整備から既存施設の解体が去・跡地整備ま での、一連の施設整備全期間に適用される と解釈してよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |

木更津市新火葬場整備運営事業 ■要求水準書に関する質問に対する回答

| - 2 | 安水小平音に関する負向に対する凹谷 | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------------|-----|-----|-----|--|--|-------|--|---|--|--|--|
| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 項目名 | 質問 | 回答 | | | |
| 25 | 76 | 第7 | 2 | | | | 基本要件 | 残土処分先と想定している「木更津都市計 画事業 金田西特定区画整理事業地内」に 残土を運搬する場合、残土荷下ろし時の、 集積や整地作業等は受入れ側の所掌と理解 してよいか。 | | | | |
| 26 | 76 | 第7 | 2 | | | | 基本要件 | 事業者が計画提案する工事用道路について は、将来の都市計画道路の敷地内に収まる ような範囲で線形及び財面を計画すれば良 いとの理解で宜しいでしょうか。 | | | | |
| 27 | 77 | 第8 | 2 | | | | 基本要件 | 環境緑地について、既存上山公園からの接続を想定されているが、現状上山公園と 競を想定されているが、現状上山公園と 敷地は揉壁及び法面で分断されている状態 です。敷地外工事として歩道等の接続工事 を本工事に見込むものと考えて宜しいで しょうか。 | | | | |
| 28 | 77 | 第8 | 2 | | | | 基本要件 | 合の構造物 (擁壁等) は道路等で使用する | 事業者提案に委ねるところですが、木材利用 など周辺環境に調和した計画としてくださ い。 | | | |
| 29 | 資料9 | | | | | | 備品等一覧 | であり、事業者にて管理運営上不要と考え る備品は、設置しなくてもよいという理解 でよろしいでしょうか。 | | | | |
| 30 | 資料9 | | | | | | | 備品の設置位置については、事業者の提案 により変更可能という理解でよろしいで しょうか。 | ご理解のとおりです。 | | | |

木更津市新火葬場整備運営事業 ■様式集に関する質問に対する回答

| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|---|------------|-----|-----|--|---------------------|---|---|
| 1 | | 様式 7-6 | | | | (3) 維持管理費内訳 書 | 払いは、業務の発生頻度を記載すれば平準 | ご理解のとおりですが、その場合は合計欄を 追加して、「各年度の数値を単純合計した 欄」と「各年度で平準化した数値の欄」の2 つを示してください。 |
| 2 | | 様式 8-7 | | | | 力 長期収支計画表 | 「様式集に関する質問に対する回答」 No. 41の回答が「キャッシュフロー計算書 についても、便宜上、支払いまでの期間の ズレを考慮せず計上してください。」と なっておりますが、キャッシュフローは収 支ベースでなければ500 資金繰りを適正 に把握及び管理することが出来ないため、 「キャッシュフロー計算書については、便 宜上、支払いまでの期間のズレを考慮して 計上してください。」に修正頂けないで しょうか。 | |
| 3 | | 様式 8-11 | | | | ア 地域経済への貢 献 | 君津4市の企業への発注に関し、「支社」 は該当しますか。 | 支社は含みません。 |

木更津市新火葬場整備運営事業 ■事業契約書(案)に関する質問に対する回答

| No. | 条 | 項 | 号 | カナ等 | 別紙 | | | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|----|---|---|-----|-----|---|-----|-----------------|--|---|
| 1 | 44 | 2 | | | | | | 本件施設の施設 供用業務 | 施設供用業務に関する定期的(月1回以上)な協議には、代表企業の出席は必須ですか。 | 市の求めによるものとします。 |
| 2 | 52 | 2 | | | | | | セルフモニタリ ング | 業務報告書の提出に際し、SPC代表者名で報告すると業務が非効率となるため、総括 責任者名で報告することで問題はありますか。 | |
| 3 | | | | | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 事業者側 (SPC) で火災保険付保となりますと「他人のための保険」となります。 BTO方式であるにも係わらず事業者側で火 災保険を付保する理由について教示頂けないでしょうか。 | 事業者帰責の失火に対応するためです。 |
| 4 | | | | | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 普通火災保険では火災、落雷、破裂・爆発、風・ひょう・雪害を補償すればよろしいでしょうか。 | 事業者の提案に委ねます。 |
| 5 | | | | | 別紙7 | 2 | (2) | 普通火災保険 | 険」の様な形で所有者=市への賠償を補償 | 事業者帰責の失火に対応することができ、か つ再調達価格相当額を賄えるものに限り認め ます。 |